

平成28年第3回

島田市教育委員会定例会

平成28年3月24日

平成28年第3回島田市教育委員会定例会日程

日時：平成28年3月24日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場：島田市役所金谷庁舎 第1会議室（2階）

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) 図書館課 (6) 文化課
6. 付議事項
 - (1) 平成28年度島田市教育の施策の概要について
 - (2) 島田市スポーツ推進委員規則の制定について
 - (3) 島田市金谷体育センター条例施行規則の制定について
 - (4) 島田市川根体育館条例施行規則の制定について
 - (5) 島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則の制定について
 - (6) 島田市伊太庭球場条例施行規則の制定について
 - (7) 島田市川根野球場条例施行規則の制定について
 - (8) 島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 - (9) 島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
 - (10) 島田市教育委員会処務規程の一部改正について
 - (11) 島田市教育委員会専決規程の一部改正について
 - (12) 島田市スポーツ振興協議会要綱の制定について
 - (13) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
 - (14) 平成28年度島田市学校給食費の額について
 - (15) 六合公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (16) 初倉公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (17) 金谷公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (18) 島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (19) 島田市立図書館協議会委員の委嘱について
 - (20) 島田市史編さん委員の委嘱について
7. 協議事項
 - (1) 総合教育会議における検討課題について
 - (2) しまだの教育（リーフレット）について
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの

9. 報告事項

- (1) 放課後児童クラブの実施に係る余裕教室の活用促進について
- (2) 平成28年2月分の寄附受納について
- (3) 平成28年2月分の生徒指導について
- (4) 学校給食の異物混入について
- (5) 島田市社会教育委員会報告「中高齢者は子どもたちにどんなことを伝えたいか」について
- (6) 島田市川根地区センターの文部科学大臣「優良公民館」表彰について

10. その他

・会議日程について

次回 第4回島田市教育委員会定例会

日時 平成28年4月28日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場 島田市役所金谷庁舎 第1会議室（2階）

次々回 第5回島田市教育委員会定例会

日時 平成28年5月 日（ ）午 時 分～午 時 分

会場 島田市役所金谷庁舎 第1会議室（2階）

11. 閉 会

教 育 部 長 報 告

一 般 質 問 （平成28年 2 月市議会定例会）

8. 5 番 森 伸 一 議員

1. 特殊東海製紙株式会社横井工場の今後について

特殊東海製紙横井工場は今年の夏までに機能を停止すると聞く。この敷地は島田市のまちづくりの観点から考えると重要な場所である。そこで、市は特殊東海製紙と今後の土地利用などについて早めに話し合いをすべきだと思い、以下について伺う。

(質 問)

(2) 横井工場内にある歴史的建築物の文化的意義について、市はどのように考えているか。

(答 弁)

横井工場内には、旧島田紡績所の事務所、赤レンガ倉庫、水車場跡、水路が現存しております。

旧島田紡績所が日本の近代産業の発展に寄与しており、その遺構である建造物群は、当市にとっても貴重な歴史資料であったと認識しております。しかしながら、赤レンガ倉庫は損傷が激しく、事務室は改築等により建設当時と形態が変容しております。このため、既に紡績所としての遺構の価値は、低いと考えております。

15. 18番 平 松 吉 祝 議員

1. 伝えよう島田の伝承文化について

市長が示した平成28年度予算の大綱の中の文化・芸術活動の振興について、「広域型の文化事業として、藤枝市との連携により『東海道街道文化創造事業』を実施してまいります。」とある。これは観光交流事業ともつながるものであり、大いに期待を寄せるものである。島田市は大井川を挟んで両岸に栄えた東海道川越文化発祥の地であり、長唄や歌舞伎もこの地で始まったという説がある。その往来には民族、文化を超えた人と人との交流があり、その中には朝鮮からの使節団もあった。現在それは大祭、髷祭り、茶まつり、蓮台越し等の形で伝承されている。私たちの地道にこつこつと積み重ねる伝承文化の継承活動や友好活動は、やがては社会の平和や安定につながるものである。観光交流事業と連携し、島田の伝承文化を全国発信、世界発信し後世に伝えていくことにより、あらゆる可能性を展開させることができると期待して以下伺う。

(質 問)

(1) 島田の伝承文化の全国発信、世界発信の現状はどうか。

(答 弁)

全国発信・世界発信を行っている主な伝承文化は、島田大祭や島田髷まつり、金谷茶まつりなどであり、これらの事業につきましては、市や観光協会のホーム

ページ等において情報発信しているほか、国内では、観光キャンペーンや観光商談会等でもPRを行っております。

また、海外におきましては、平成22年には金谷茶娘おどりを上海万博で、平成25年には島田髷をニューヨークで開催されたジャパンウィークで、それぞれ披露しております。

さらに、平成26年には、市指定文化財の笹間神楽をパリで披露しました。これは、その前年に開催された国際陶芸フェスティバル in ささまでの公演をご覧になった、フランスの陶芸作家の招待により実施できたものであります。

このほか、静岡空港就航先におきましても、島田市の観光プロモーション事業として、島田大祭、島田髷まつり、金谷茶まつりを紹介しております。

(質 問)

(2) 統括的な部署や司令塔が必要であるかどうか。

(答 弁)

教育委員会は、これまで、文化財を適切に保存及び管理することを主な目的としてまいりました。今後は、文化財を保存するとともに、観光資源としても活用し、交流人口の増加による地域活性化に取り組んでいく必要があると認識しております。

こうしたことから、文化振興や観光振興の視点とともに、シティプロモーションの視点も加えた横断的な連携のもと、情報発信を強化していくことが求められていると考えております。

(質 問)

(3) 東海道街道文化創造事業の経緯や現状はどうか。また、今後の方向性はどうか。

(答 弁)

東海道街道文化創造事業は、徳川家康没後400年を記念した事業として、静岡県市町村振興協会の補助金を活用しながら、平成26年度から28年度にかけて、藤枝市と共同で行っている事業であります。

スバック

今年度は、静岡県舞台芸術センター（SPAC）に制作を委託して、両市民参加型の東海道にちなんだ演劇の制作及びその中で活用する曲の制作をメイン事業として実施しています。そのほか、昨年8月には、川越し街道や博物館を会場に、島田市博物館大学川越オープンキャンパスを開催し、東海道の歴史を学ぶ中で、文化と観光を融合させた事業を行い、多くの方にご来場いただいております。

3年目になる来年度は、制作を進めております演劇を藤枝市と島田市で公演するほか、劇の中で使用される曲の作詞作曲を日本を代表するシンガーソングライターの小椋佳氏に、編曲をグラミー賞受賞歴のある、デビッド・マッシュューズ氏に依頼しております。この曲を多くの方々に楽しんでいただくために、音楽祭の開催なども計画しています。

今後も、東海道街道文化創造事業を通して、文化振興はもちろんのこと、各種団体と連携することにより、観光振興や地域づくりを推進し、地域の活性化を図

って参りたいと考えております。

(質 問)

(4) 川越文化の保存体制のさらなる強化をどのように考えているか。

(答 弁)

川越文化の保存につきましては、川越遺跡を中心として、島田市博物館において、開館当初から保存、管理及び公開を行っております。また、今年度は、川越遺跡の土地及び立合宿復元のための部材の購入を行いました。

今後の保存体制については、輦台越し保存会や川越街道を愛する会など、民間団体の皆様との更なる連携・強化を図っていかねばならないと考えております。

(質 問)

(5) 観光事業との連携による新たな活性策を考えているか。

(答 弁)

川越遺跡は、平成28年度、今後の保存と整備、さらには活用についての基本方針を決める整備基本構想を策定いたします。このため、今年度は、川越遺跡整備基本構想策定委員会として、観光課、商工課、都市計画課などで構成した庁内組織を立ち上げ、文化的観光資源として活用できるよう検討しております。

また、今年は、島田大祭、金谷茶まつり、島田髷まつりが開催される6年に一度の年となりますので、観光キャンペーンや旅行会社への誘客活動においても、現在、積極的にPRを行っているところです。

(質 問)

(6) 市内の子どもたちに、また、一般市民にも東海道川越文化や観光事業をわかりやすく教示していく実質的な場の設定が必要ではないか。

(答 弁)

東海道川越文化や観光事業をわかりやすく教示していく場所として、島田市博物館を考えております。

博物館では、開館当初から川越遺跡に隣接した博物館として、大井川の歴史や、川越制度、島田宿に関する祭りや文化を中心とした常設展示を行っております。また、その展示手法として、ジオラマビジョンという映像資料を使い、子供たちにも川越しの様子をわかりやすく説明しています。

今年度、博物館から川越遺跡、分館までの地域の愛称を一般公募で「ヒストピア島田」としました。今後は、このエリアに、多くの子どもや市民の皆様が足を運んでくれるような、魅力ある取組を充実させていきたいと考えています。

2. 日韓平和友好の礎としてについて

日本と韓国は古来より隣国として交流を重ねているが、近年は政治的に芳しくない状態にある。島田市は東海道の川越文化において朝鮮通信使の往来があり、その交流はあまり知られていない。朝鮮通信使が往来したその歴史は、2017年の登録を目指しユネスコの世界記憶遺産に登録申請されることとなっている。民間

レベルでの交流が行われてきた事実は、近年の日韓関係を良い方向に導く礎になるのではないだろうか。島田市においても、島田の伝承文化とともに平和の一翼を担うことが大切であり、以下伺う。

(質 問)

(1) N P O 法人「朝鮮通信使縁地連絡協議会」へ島田市も加盟し、世界記憶遺産登録に向けて協力すべきではないか。

(答 弁)

えんち

N P O 法人 朝鮮通信使縁地連絡協議会は、日韓新時代の重要性を見据え、朝鮮通信使に関わりのある縁地で結成する団体であります。国内では、事務局のある福岡県対馬市をはじめ、18の自治体が加盟しており、静岡県内では、静岡市が加盟しております。

現在の主な取り組みとしては、日韓の共同申請による朝鮮通信使のユネスコ記憶遺産登録推進事業などがあります。

島田市も、江戸時代に朝鮮通信使が10回行き来した歴史を有する縁地でありま
すが、朝鮮通信使縁地連絡協議会への加盟については、藤枝市や掛川市など近隣
の関係市町の動向を踏まえて、検討していきたいと考えております。

(質 問)

(2) 旧金谷町が実在する朝鮮通信使絵図を保存していたが、なぜ合併時に博物館で保存とならなかったのか。今後どうしていくつもりか。

(答 弁)

金谷地区に残る朝鮮通信使関連の史料については、柏屋本陣や旧加藤家古文書史料のなかに認められます。そのなかで柏屋本陣史料は、教育委員会で所蔵し博物館内で保管しています。また、旧加藤家史料については、市史編さん事務室で調査し、個人所蔵となっています。

そのうちご指摘の「朝鮮通信使絵図」については、柏屋本陣史料のなかに見られ、
さんかんし おんやすみの え ず
「三官使 御休之絵図 来朝分」との表題のある史料です。内容は、朝鮮通信使が江戸に向かう途中、金谷宿にて休息した際の宿割り図です。

この史料は旧金谷町時代に持ち主から寄贈を受け、博物館で保管しています。

議案に対する質疑（平成28年2月市議会定例会）

議案第20号 平成27年度島田市一般会補正予算について

3. 10番 桜井 洋子 議員

○歳出10款 1項3目教育研究推進費中、嘱託員について

（質 問）

（1）学校教育支援員の各校への配置状況はどうか。

（答 弁）

平成28年度における学校教育支援員の配置状況につきましては、平成27年度当初と比較して、3人増の54人を配置する予定です。現在、各学校の規模や実情に合わせて調整を行っておりますが、全校に1人以上は配置できる見込みであります。

（質 問）

（2）前年度より増員になっているが、報酬が減額されている理由は何か。

（答 弁）

嘱託員報酬について、増員されているにもかかわらず、平成27年度予算額と比較すると減額となった理由ですが、平成26年度から平成27年度にかけて、嘱託員のうち、学校教育支援員の雇用形態の変更を行ったためであります。具体的には、月単位での雇用から時間単位での雇用に切り替えたことによるものです。平成28年度は、平成27年度の実績をみて、実態に合わせた予算としたため、結果として予算額を比較すると減額となっております。また、実際の学校教育支援員の勤務時間等に変更はないため、このことによる教育効果への影響はないと考えております。

4. 4番 山本 孝夫 議員

○歳出10款 1項3目教育研究推進費中、夢育・地育推進事業について

（質 問）

（1）夢育の必要性とは何か。

（2）夢育は今まで進めてきた教育内容とどのように違うのか。

（3）夢育・地育はこれまでの同様な推進事業とどこが違ってどのようにしたいのか。

（答 弁）

（1）、（2）、（3）は関連がありますので、一括してお答えします。

この事業は新規事業ですが、平成27年度まで実施していた、「夢ふくらむ文化活動推進事業」と、「特色ある教育活動奨励経費」を発展的に統合し、子どもたちの夢を育むための教育活動や、地域の人材や特色を生かした、地域愛を育む教育活動を更に効果的に推進することを目的としています。

まず、夢育については、「島田市教育大綱」の基本理念として掲げている「市民総がかりで育む豊かな心と学び」を具体的に推進する施策として、夢を育むための教育活動はなくてはならないものだと考えます。

地育については、未来を担う島田市の子供たちが、島田市を好きになるような地域への愛着を育めるよう、地域資源を活用した教育も活動も、大変重要であると考えております。

具体的には、各学校が実施する、子供たちが未来に向かって夢を膨らますことが出来るような文化的活動に要する経費、子供たちが自分の将来に積極的に取り組んでいけるようなキャリア教育に要する経費、地域の特色を生かした教育活動に要する経費などに対して補助金を交付するものです。

○歳出10款 1項3目教育研究推進費中、部活動指導助成経費について
(質 問)

(1) 現状の中学校部活動での問題点は何か。

(答 弁)

現状での部活動の問題点は、多々ありますが、大きく2つあると認識しています。一つ目は、少子化に伴う部員の確保に係る問題です。学校によっては、団体種目の部活動を維持できなくなっているところもあります。二つ目は、部活動の顧問の確保に係る問題です。具体的には、部活動を存続するための顧問教員の確保に加え、専門外の部活動を任される顧問もあり、顧問教員への技術的支援等が課題として挙げられます。

(質 問)

(2) 中学校部活動の目的は何か。

(答 弁)

中学校部活動の目的は、技能を高めるとともに、豊かな人間性を育むことです。部活動は、学年を超えた異年齢集団として活動する中で、社会生活を営む上で必要な協調性や連帯性を養うことができます。また、部活動を通して「強い心」も養うことができます。こうしたことから、部活動の意義は、大変大きいものと考えております。

(質 問)

(3) 外部指導者等の「等」とはどのような指導者を意味するか。

(答 弁)

教員以外で部活動の指導をしていただいている方には、「部活動指導員」と「外部指導者」の2種類があるため、「等」という表記となっております。部活動指導員には報奨金を支払い、指導者傷害保険料を負担しています。外部指導者には、指導者傷害保険料を負担しています。

(質 問)

(4) 部活動指導環境の将来の姿にどのようなビジョンがあるか。

(答 弁)

部活動指導環境については、生徒や教員及び各校の実態に応じて、柔軟に対応

していく必要があります。現在、部活動指導員や外部指導者にスポーツ指導者資格の有無を求めているわけではありませんが、両者には、学校の教育方針や実情をよく理解していただいております、信頼関係も構築されています。今後、学校や子供、保護者との信頼関係を第一に考えていただける、有資格のスポーツ指導者は歓迎したいと考えております。

○歳出10款 5項7目文化財保護費中、諏訪原城跡整備事業について

(質 問)

(1) これまでの経過と今後の整備計画の説明を求める。

(答 弁)

諏訪原城跡は、昭和50年に国指定史跡となり、平成3年度より用地買収をすすめて、平成8年度に基本構想策定、平成13年度には基本構想改訂版を策定し、平成16年度から史跡整備に伴う発掘調査を開始しております。平成22年度には整備基本計画を策定し、堀や園路等の整備を進めております。

今年度は、二の曲輪東馬出の発掘調査及び二の曲輪北馬出の堀の法面保護、園路舗装、転落防止柵の設置を行いました。

来年度は、二の曲輪北馬出に城門の復元をいたします。

整備事業は、平成39年度の完了をめざし、今後、土塁の復元やサイン整備、園路、転落防止柵の整備、ガイダンス施設の建設などを計画しております。

(質 問)

(2) 事業費の半分が国県の支出金で賄われているが、補助金が得られない場合はどのように進めるのか。

(答 弁)

国庫補助金が減額された場合は、事業内容を変更するなどして対応しております。今後も、補助金が減額され続けた場合は、整備事業の完了が、延びる可能性があります。

(質 問)

(3) この事業区域外の整備について、今後島田市の観光スポットとして活用する際にはどのような整備が必要で、どのように進めていくのか。

(答 弁)

諏訪原城跡を訪れる観光客は、年々増加しており、平成26年度に指定地外に、トイレ、駐車場を整備しました。今後、諏訪原城の歴史を説明、展示する施設が必要であり、平成31年度には、見学者のためのガイダンス施設を建設する予定です。

6. 2番 杉野直樹 議員

○歳出2款 1項12目財産管理費中、教育委員会移転経費について

(質 問)

(1) 経費として1,950万円計上されているうち工事請負費が1,260万3,000円と費用の多くを占めているが、工事内容の詳細を伺う。

(答 弁)

工事請負費として計上しています 12,603,000 円の内訳については、移転先であるプラザおおりの建物の改修に要する経費が 2,695,000 円、設備改修に要する経費が 9,908,000 円です。

まず、建物改修に係る経費の内訳としましては、1 階フロアに一部壁を設け、教育長室等のスペースを確保するための費用が 2,479,000 円、そして、現在島田図書館分館として利用している 2 階フロアの一部を事務スペースに改修するための費用として 216,000 円を計上しています。

設備改修に係る経費の内訳としましては、電話回線等設備工事及び庁内 LAN 情報機器配線工事等に係る費用として 7,448,000 円、1 階フロアの照明器具等の配線改修工事に係る費用として 300,000 円、2 階フロアの電気の分電及び屋内配線工事に係る費用として 2,160,000 円をそれぞれ計上しています。

議案第49号 島田市過疎地域自立促進計画の策定について

1. 13番 大石 節雄 議員

(質 問)

(4)「国際陶芸フェスティバル」、「アートインレジデンス検証事業などへの行政の関わり方はどうか。

(答 弁)

「国際陶芸フェスティバル」については、平成 23 年度から、川根町笹間地区において、地区住民等で構成する国際陶芸フェスティバル実行委員会が、陶芸を活かした文化振興や、国際交流により地域の活性化を図ることを目的として、隔年で実施しております。

平成 28 年度には、芸術家（アート）が、一定期間滞在（レジデンス）し、陶芸活動を実施することで、地区住民との結びつきや文化振興あるいは地域活性化において、どのような効果が発現できるかを検証するため、「アートインレジデンス検証事業」を開催する予定です。

こうした事業に対して、教育委員会としては、各種補助金を視野に、事業運営に要する経費への助成や、イベント等における人的支援など、地域や実施団体の皆様と十分意見交換等を行いながら、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

事務事業報告

事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

実 施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	水	第2回教育委員会定例会	金谷庁舎
3月2日	〃	第1回教育委員会臨時会	〃
3月8日	火	第3回学校業務員研修会	〃
3月15日	〃	第3回学校事務職員研修会	〃
3月16日	水	第2回教育委員会臨時会	〃

予 定（3月24日～4月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月24日	木	第3回教育委員会定例会	金谷庁舎
4月1日	金	教育委員会辞令交付式	〃
4月8日	〃	市町教育委員会委員長・教育長会	県庁

事務事業の概要

学校教育課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月27日	土	休日参観（金谷小学校）	金谷庁舎 各校
2月29日	月	代休（金谷小学校）	
3月3日	木	処務規定検討委員会全体会（参加者：30人）	
3月3日～ 3月4日	金	公立高等学校入学者選抜学力検査・面接	
3月5日	土	サタデーオープンスクール（参加者：22人）	伊久美地区 各校
3月10日	木	公立高等学校入学者選抜追検査	
3月12日	土	サタデーオープンスクール（参加者：32人）	
3月15日	火	公立高等学校入学者選抜合格発表	
3月17日	木	卒業式（第二小学校、第四小学校、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、湯日小学校、第五小学校、金谷小学校、五和小学校）	伊久美地区 各校
〃	〃	修了式（第一中学校、第二中学校、六合中学校、北中学校、初倉中学校、金谷中学校）	
3月18日	金	修了式（第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、六合小学校、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、湯日小学校、第五小学校、初倉南小学校、六合東小学校、金谷小学校、川根小学校、川根中学校）	
〃	〃	卒業式（第一中学校、第二中学校、六合中学校、北中学校、初倉中学校、金谷中学校、川根中学校）	
3月19日	土	卒業式（第一小学校、第三小学校、六合小学校、初倉小学校、初倉南小学校、六合東小学校、川根小学校）	
〃	〃	修了式（五和小学校、川根小学校）	

予定（3月24日～4月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月24日	木	教職員辞令伝達式（参加予定：70人）	金谷庁舎
3月29日	火	代休（川根小学校）	
4月5日	〃	始業式（川根中学校）	
4月6日	水	入学式（六合中学校、川根中学校、第二小学校、大津小学校、初倉小学校、湯日小学校、第五小学校、初倉南小学校、五和小学校、北中学校）	各校
〃	〃	始業式（第二小学校、第三小学校、六合小学校、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、初倉小学校、湯日小学校、第五小学校、初倉南小学校、六合東小学校、金谷小学校、五和小学校、第一中学校、第二中学校、六合中学校、北中学校、初倉中学校、金谷中学校）	
4月7日	木	入学式（第一小学校、第三小学校、第四小学校、六合小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、六合東小学校、金谷小学校、川根小学校、第一中学校、第二中学校、初倉中学校、金谷中学校）	
〃	〃	始業式（第一小学校、第四小学校、川根小学校）	
4月9日	土	休日参観（湯日小学校）	
4月13日	水	家庭訪問（伊久美小学校）	
4月14日	木	家庭訪問（伊久美小学校、川根小学校）	
4月15日	金	家庭訪問（伊久美小学校）	
〃	〃	代休（湯日小学校）	
4月16日	土	休日参観（伊太小学校、初倉南小学校）	
4月18日	月	家庭訪問（第三小学校、川根小学校、第一中学校）	
〃	〃	代休（伊太小学校）	
4月19日	火	全国学力・学習状況調査	各校
〃	〃	家庭訪問（川根小学校）	
4月20日	水	家庭訪問（第三小学校）	
4月21日	木	家庭訪問（第三小学校、第一中学校）	
4月22日	金	遠足（第四小学校）	

月 日	曜日	事 項	場 所
4 月 22 日	金	家庭訪問 （第三小学校、六合小学校、第一中学校）	
〃	〃	代休 （初倉南小学校）	
4 月 23 日	土	休日参観 （第三小学校、大津小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、六合東小学校、金谷小学校、川根小学校）	
4 月 25 日	月	家庭訪問 （第一小学校、第二小学校、六合小学校、大津小学校、伊太小学校、初倉小学校、初倉南小学校、第一中学校）	
〃	〃	代休 （相賀小学校、伊久美小学校、六合東小学校、金谷小学校）	
4 月 26 日	火	遠足 （第三小学校、湯日小学校）	
〃	〃	家庭訪問 （第一小学校、第二小学校、六合小学校、大津小学校、伊太小学校、初倉小学校、初倉南小学校、川根小学校）	
4 月 27 日	水	遠足 （神座小学校）	
〃	〃	家庭訪問 （第一小学校、第二小学校、第四小学校、六合小学校、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、初倉小学校、川根小学校）	

事 務 事 業 の 概 要

学校給食課

実 施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	民間委託連絡会	南部学校給食センター
3月3日	〃	物資選定会議	中部学校給食センター
3月7日	月	放射能検査	県総合教育センター
3月14日	〃	第2回学校給食センター運営委員会	中部学校給食センター
3月16日	水	学校訪問、給食試食 (県立島田商業高等学校生徒)	第三小学校
3月17日	木	3学期学校給食センター給食終了	県教育会館 中部学校給食センター
〃	〃	県学校給食振興期成会臨時総会	
〃	〃	献立会議	
3月18日	金	学校給食地産地消推進連絡会議	〃
3月23日	水	民間委託連絡会	南部学校給食センター

予 定（3月24日～4月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月7日	木	1学期学校給食センター給食開始	中部学校給食センター
4月11日	月	栄養士実習生事前研修	
4月21日	木	民間委託連絡会	南部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	水	第二小・川根小家庭教育学級閉講式 (参加者：69人)	第二小学校 他
〃	〃	親学講座（入学説明会にて開催）	伊久美小学校
〃	〃	第3回川根地区センター運営委員会	川根地区センター
2月25日	木	第一小家庭教育学級閉講式 (参加者：23人)	第一小学校
〃	〃	第2回島田市子ども・若者支援地域協議会 研修会 (参加者：63人)	金谷庁舎
2月26日	金	大津小・六合東小家庭教育学級閉講式 (参加者：60人)	大津小学校 他
〃	〃	第4回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加者：36組)	保健福祉センター
〃	〃	親学講座（入学説明会にて開催）	神座小学校
2月29日	月	伊太小家庭教育学級閉講式 (参加者：19人)	伊太小学校
〃	〃	平成28年度東海道金谷宿大学理事会・教授会 (参加者：69人)	金谷庁舎
3月1日	火	伊久美小・湯日小家庭教育学級閉講式 (参加者：38人)	伊久美小学校 他
〃	〃	第3回北部ふれあいセンター運営委員会	北部ふれあいセンター
3月2日	水	第3回金谷公民館運営審議会	金谷公民館
3月4日	金	ペアレントサポーター定例会	金谷公民館
3月5日～ 3月6日	土 日	フェスタしまだ2016！ 展示：3/5～3/6 ステージ発表：3/6（来場者：2,000人）	プラザおおるり
3月10日	木	第3回大津農村環境改善センター運営委員会	大津農村環境改善センター
3月12日	土	読み聞かせボランティア向け講座 「ぬくもりを伝える日本の昔話・わらべ うた」 (参加者：28人)	金谷公民館
3月12日～ 3月13日	〃 日	東海道金谷宿大学成果発表会・閉講式 展示：3/12～3/13（参加者：1,200人） ステージ発表・閉講式：3/13	夢づくり会館
3月14日	月	生涯学習推進協議会 第2回作業部会	市役所会議棟

月 日	曜日	事 項	場 所
3月15日	火	第3回伊久身農村環境改善センター運営委員会	伊久身農村環境改善センター
3月18日	金	島田市子ども読書活動推進委員会	金谷庁舎
3月23日	水	第3回社会教育施設事務担当者連絡会	しまだ楽習センター

予 定（3月24日～4月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月26日	土	青年ボランティア講座「シマイク」 (参加予定：10人)	金谷公民館
4月4日	月	しまだ楽習センター委嘱状交付式 (参加予定：58講座、講師59人)	しまだ楽習センター
4月6日	水	第1回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組)	保健福祉センター
4月13日	〃	第2回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組)	保健福祉センター
4月18日	月	青少年育成支援センター学区会 (第一中学校) (参加予定：35人)	第一中学校地域連携室
〃	〃	ペアレントサポーター定例会	金谷庁舎
4月19日	火	青少年育成支援センター学区会（六合中学校、北中学校） (参加予定：60人)	六合公民館・北部ふれあいセンター
4月20日	水	家庭教育学級担当者合同会議 (参加予定：70人)	金谷公民館
〃	〃	第3回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組)	保健福祉センター
4月21日	木	青少年育成支援センター学区会（初倉中学校、金谷中学校） (参加予定：80人)	初倉公民館・金谷公民館
4月26日	火	青少年育成支援センター学区会（第二中学校、川根中学校） (参加予定：70人)	おおるり・川根地区センター
4月27日	水	第4回初めて0歳児をもつ親の講座 (参加予定：20組)	保健福祉センター

事務事業の概要

図書館課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月27日	土	島田図書館「除籍本・雑誌無料配布」 (参加者：705人)	プラザおおるり
3月1日	火	特集コーナー設置 一般：「東日本大震災5年目」 児童：「どこか遠くへ行ってみよう（のりもの・地理・他）」	島田図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」、「桜・かたくり」 児童：「こどもとしょかんだよりの本（春号）」、「おひなさま・春」	金谷図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「春」 児童：「みんな大きくなったね」	川根図書館
〃	〃	ブックスタート (参加者：26人)	保健福祉センター
3月3日	木	キッズブック (参加者：23人)	〃
3月3日～ 3月31日	〃	展示：写団茶の実秀作展	金谷図書館
3月8日	火	ブックスタート (参加者：34人)	保健福祉センター
〃	〃	施設見学受入（第四小学校2年生） (参加者：32人)	島田図書館
3月10日	木	キッズブック (参加者：25人)	保健福祉センター
〃	〃	施設見学受入（第四小学校2年生） (参加者：34人)	島田図書館
3月11日	金	施設見学受入（第四小学校2年生） (参加者：33人)	〃
〃	〃	高齢者おはなし会 (参加者：16人)	ふれあい健康プラザ
3月17日	木	第4回島田市立図書館協議会 (参加者： 人)	島田図書館
3月23日	水	市立図書館整理日	島田・金谷・川根 図書館

予 定（3月24日～4月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月1日	金	特集コーナー設置 一般：「人間関係」 児童：「またひとつおおきくなったね （お手伝い・春・一年生）」	島田図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「パン」、「発達障害」、「花粉症」 児童：「こどもとしょかんだよりの本 （春・夏号）」、「春（3月～4月）」、 「こどもの読書週間 テーマ「イー スター・たまご・うさぎ」」	金谷図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「発達障害について」 児童：「ともだち・家族の本」	川根図書館
4月1日～ 4月19日	〃	展示：志戸呂焼から森山焼へ ～鈴木重太の生涯と作品～	金谷図書館
4月12日	〃	ブックスタート	保健福祉センター
4月13日	水	高齢者おはなし会	ふれあい健康プラ ザ
4月14日	木	キッズブック	保健福祉センター
4月19日	火	ブックスタート	〃
4月21日	木	キッズブック	〃
4月21日～ 5月10日	〃	展示：アポロンたなごころ	金谷図書館
4月27日	火		
	水	市立図書館整理日	島田・金谷・川根 図書館

事務事業の概要

文化課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	水	第10回市史編さん委員会調査研究会	博物館
2月27日	土	ゴスペルワークショップ（参加者：33人）	プラザおおるり
〃	〃	諏訪原城跡発掘調査現地説明会 （参加者：160人）	諏訪原城跡
〃	〃	「向日葵の丘」映画会（入場者：496人）	夢づくり会館
2月28日	日	〃（入場者：787人）	プラザおおるり
〃	〃	学芸員によるギャラリートーク （参加者：8人）	博物館
〃	〃	石川和賢ギャラリートーク （参加者：7人）	博物館分館
〃	〃	おもちゃ病院（参加者：31組）	博物館
3月4日	金	ゴスペルワークショップ（参加者：38人）	プラザおおるり
3月12日	土	川越遺跡講演会（参加者：38人）	河原町公会堂
〃	〃	東海道街道文化創造事業演劇創作ワークショップ （参加者：29人）	藤枝市生涯学習センター
3月13日	日	〃 （参加者：31人）	市民ホールおかべ
〃	〃	ゴスペルワークショップ（参加者：31人）	プラザおおるり
〃	〃	ゴスペルフェスティバル&ヘヴンリィ・クワイヤースーパーライブ（入場者：246人）	〃
〃	〃	学芸員によるギャラリートーク （参加者：12人）	博物館
〃	〃	しまはくワークショップ 「裂き布×アート」（参加者：4人）	〃
3月16日	水	しまだ市民遺産認定式	プラザおおるり
3月16日～ 3月17日	〃 木	しまだ市民遺産紹介展示	〃
3月18日	金	博物館協議会	博物館
3月19日	土	金谷退職者福祉共済会及び島田榛北地区労働者福祉協議会による諏訪原城跡環境整備作業 （参加者： 人）	諏訪原城跡
〃	〃	石川和賢ギャラリートーク （参加者： 人）	博物館分館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月19日	土	「長唄と日本舞踊に親しむ」 出演者：(日本舞踊)西川将成他 (参加者： 人)	〃
3月20日	日	石川和賢ギャラリートーク (参加者： 人)	博物館分館
〃	〃	「ごはん炊きワークショップ」 講師：長坂潔暁 (参加者： 人) (五ツ星お米マイスター・安東米店)	〃
〃	〃	しまはくワークショップ 「裂き布×アート」 (参加者： 人)	博物館
3月22日	火	第2回島田市文化財保護審議会	市役所本庁舎

予 定 (3月24日～4月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月26日	土	東海道街道文化創造事業演劇創作ワークショップ	藤枝市文化センター
3月26日～ 4月3日	土 日	市指定文化財カタクリ園開園	カタクリ園
3月27日	日	東海道街道文化創造事業演劇試演会	藤枝市文化センター
〃	〃	街角ライブ	おび通り
〃	〃	おもちゃ病院	博物館
3月30日	水	第12回市史編さん委員会調査研究会	〃
4月2日～ 4月17日	土 日	収蔵品 「浮世絵 歌川広重狂歌入東海道」	〃
4月2日～ 4月17日	土 日	しまだ市民遺産展	博物館分館
4月2日～ 6月19日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 春 ～田の詩～」	〃
4月23日～ 7月10日	土 日	収蔵品展 「明日がある ～五感でふりかえる昭和展～」	博物館・分館
4月24日	〃	おもちゃ病院	博物館

島田市教育委員会定例会議案

議案第 6 号

平成28年度島田市教育の施策の大要について

平成28年度島田市教育の施策の大要を別冊のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第 7 号

島田市スポーツ推進委員規則の制定について

島田市スポーツ推進委員規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第 2 項の規定に基づき、島田市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、市におけるスポーツの推進のため、次に掲げる任務を行う。

- (1) 行政機関又はスポーツ団体その他の団体の行うスポーツの推進のための事業に関し、連絡調整その他の措置を通じてその実施に協力すること。
- (2) スポーツの実技指導に関すること。
- (3) スポーツ活動を促進するための組織の育成を図ること。
- (4) スポーツについて市民一般の理解を深めるよう努力すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、40人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第 5 条 委員は、その任務を遂行するに当たって、法令並びにこの規則に従わなければならない。

2 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 委員は、常に、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、島田市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日においてスポーツ基本法第32条第1項の規定により市長に島田市スポーツ推進委員として委嘱された者は、この規則の施行の日においてスポーツ基本法第32条第1項の規定により教育委員会にスポーツ推進委員として委嘱された者とみなす。
- 3 前項の規定により教育委員会に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の日において引き続き市長に委嘱されている島田市スポーツ推進委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第 8 号

島田市金谷体育センター条例施行規則の制定について

島田市金谷体育センター条例施行規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市金谷体育センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島田市金谷体育センター条例（平成17年島田市条例第160号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条の規定により島田市金谷体育センター（以下「体育センター」という。）の使用の許可を受けようとする者は、金谷体育センター使用許可申請書（様式第 1 号）をあらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可申請書の受付は、使用しようとする日の属する月の 2 月前の教育委員会が別に定める日から行うものとする。

(使用の許可)

第 3 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、金谷体育センター使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が体育センターを使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の免除)

第 4 条 条例第 9 条の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めるとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、第 2 条第 1 項の規定による使用許可申請書の提出と同時に、金谷体育センター使用料免除申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の免除を適当と認めるときは、金谷体育センター使用料免除通知書（様式第 4 号）を交付する。

(使用の取消し)

第5条 使用者が体育センターを使用しないときは、金谷体育センター使用許可取消申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第10条ただし書の規定により還付することのできる使用料の額は、使用しないこととなった施設に係る既納の使用料の全額とする。

（入場者等の遵守事項）

第7条 体育センターに入場する者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）許可を受けないで物品の展示、販売、広告物の掲示等の行為をしないこと。
- （2）施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （3）所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- （4）所定の場所以外の場所において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- （5）他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- （6）騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （7）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 使用者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）使用の許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- （2）入場者に対する安全確保の措置を講ずること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、体育センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（職員の立入り）

第8条 使用者は、職員が職務のため入場するときは、これを拒むことができない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、島田市金谷体育センター条例施行規則（平成17年島田市規則第139号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

様式第 1 号（第 2 条関係）

金谷体育センター使用許可申請書

No. _____

使 用 目 的		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使 用 場 所	全館 体育室（全面・A面・B面） 卓球室（全面・ 台） ミーティングルーム	
附帯設備の使用		
入 場 料 の 類 の 徴 収 の 有 無	有（ ）・無	
入 場 予 定 人 員	人	
使 用 責 任 者	住所 氏名（電話番号 ）	
島田市教育委員会 上記のとおり体育センターを使用したいの で申請します。 年 月 日 団体名 申請者 代表者 住所 氏名	使 用 料 _____ _____ 円	

様式第2号（第3条関係）

金谷体育センター使用許可書

使用許可No.

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで	
使 用 場 所	全館 体育室（全面・A面・B面） 卓球室（全面・ 台） ミーティングルーム		
附帯設備の使用			
入 場 料 の 類 の 徴 収 の 有 無	有（ ）・無		
入 場 予 定 人 員	人		
使 用 責 任 者	住 所 氏 名（電話番号 ）		
様 上記のとおり体育センターの使用を許可します。 年 月 日 島田市教育委員会		使 用 料 円	
使用上の注意とお願い この許可書は、使用の際受付に提示してください。 使用目的、使用条件など体育センターの使用についての規定や体育センター係員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。			

金谷体育センター使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

団体名
申請者 住所
代表者
氏名 

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 場 所		使用附帯設備	
使用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	
免 除 を 申 請 す る 理 由			

様式第 4 号（第 4 条関係）

金谷体育センター使用料免除通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長 印

年 月 日付けで申請のあった体育センターの使用料の免除については、次のとおり免除したので通知します。

使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 場 所	
免除をする理由	
免 除 の 条 件	

金谷体育センター使用許可取消申請書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名
申請者 住所
代表者
氏名 

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 場 所		使用附帯設備	
使用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	
取 消 し の 理 由			

議案第 9 号

島田市川根体育館条例施行規則の制定について

島田市川根体育館条例施行規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市川根体育館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島田市川根体育館条例（平成20年島田市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 島田市川根体育館（以下「川根体育館」という。）の開館時間は、午前 8 時 30分から午後 9 時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 川根体育館の休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の申込み)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により川根体育館の使用の許可を受けようとする者は、川根体育館使用申込書（様式第 1 号）を、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書の受付期間は、使用しようとする日の属する月の 3 月前の月の初日から使用しようとする日の前 3 日までとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは、川根体育館使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が川根体育館を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の免除)

第 6 条 条例第 7 条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根体育館使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川根体育館使用料免除通知書（様式第4号）を交付する。

（使用許可の変更）

第7条 条例第3条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、川根体育館使用許可変更申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による使用許可変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を許可するときは、川根体育館使用変更許可書（様式第6号）を交付する。

（使用の取消し）

第8条 使用者が川根体育館を使用しないときは、川根体育館使用取消申出書（様式第7号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第8条ただし書の規定により還付することのできる使用料の額は、使用しないこととなった施設に係る既納の使用料の全額とする。

（入場者等の遵守事項）

第10条 川根体育館に入場する者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。
- (5) 施設及び敷地内で喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- (7) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 使用者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可（変更の許可を含む。）を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 入場者に対する安全確保の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、川根体育館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（職員の立入り）

第11条 使用者は、職員が職務のため入場するときは、これを拒むことができない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに島田市川根体育館条例施行規則（平成20年島田市規則第17号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

川根体育館使用申込書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館を使用したいので申し込みます。

使用目的				
使用区分	1 アリーナ（半面・全面）		2 卓球室	
	3 ミーティングルーム		4 全施設	
使用日時等	日時		人数	コート
	月 日（ ）	時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日（ ）	時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日（ ）	時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日（ ）	時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日（ ）	時 分から 時 分まで	人	A・B
附帯設備 の 使 用				
使用責任者	住所			
	氏名		電話番号	
使 用 料	円			
備 考				

（注）使用区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。

第 号
年 月 日

様

島田市教育委員会



次のとおり川根体育館の使用を許可します。

使用目的										
使用区分	1 アリーナ（半面・全面）					2 卓球室				
	3 ミーティングルーム					4 全施設				
使用日時等	日時						人数	コート		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
附帯設備 の 使 用										
使用責任者	住所									
	氏名					電話番号				
使 用 料	円						領収日付印			
備 考										

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

川根体育館使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

団体名

住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

申請者氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

次のとおり川根体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

免除を申請する理由	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人員	人
使用区分	1 アリーナ（半面・全面） 2 卓球室 3 ミーティングルーム 4 全施設
免除を申請する額	円

（注） 使用区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

川根体育館使用料免除通知書

第 年 月 日 号 日

様

島田市長



次のとおり川根体育館の使用料を免除するので通知します。

使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 区 分	1 アリーナ（半面・全面） 2 卓球室 3 ミーティングルーム 4 全施設
免 除 す る 額	円
免 除 の 条 件	

様式第 5 号（第 7 条関係）

川根体育館使用許可変更申請書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた川根体育館の使用を次のとおり変更したいので、使用許可書を添えて申請します。

変更の理由			
区	分	変更前	変更後
変更の内容	使用 日時	年 月 日	年 月 日
		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	施 設	1 アリーナ（半面・全面）	1 アリーナ（半面・全面）
		2 卓球室	2 卓球室
附 帯 設 備	3 ミーティングルーム	3 ミーティングルーム	
	4 全施設	4 全施設	
使用責任者		住所 氏名 電話番号	
使 用 料		既納使用料	変更後の使用料
		円	円
		差 額	
		円	

（注）

- 1 施設の欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 使用料の欄は、記入しないでください。
- 3 使用許可書を添付してください。

様

印

使用目的										
使用区分	1 アリーナ（半面・全面）					2 卓球室				
	3 ミーティングルーム					4 全施設				
使用日時等	日時						人数	コート		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
	月	日（ ）	時	分から	時	分まで	人	A・B		
附帯設備 の 使 用										
使用責任者	住所									
	氏名				電話番号					
使 用 料	円						領収日付印			
備 考										

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

様式第7号（第8条関係）

川根体育館使用取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申出者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館の使用を取り消したいので、使用許可書を添えて申し出ます。

取消しの理由				
使用区分	1 アリーナ（半面・全面）	2 卓球室		
	3 ミーティングルーム	4 全施設		
使用日時	年 月 日	時 分から		
	年 月 日	時 分まで		
使用責任者	住所			
	氏名	電話番号		
既納使用料	円			

（注）

- 1 使用区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 使用許可書を添付してください。

議案第10号

島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則の制定について

島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市社会体育用照明施設使用条例（平成17年島田市条例第161号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 島田市社会体育用照明施設（以下「照明施設」という。）を使用することができる時間は、日没時から午後9時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第3条 照明施設の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

(使用の許可の申請)

第4条 条例第3条の規定により照明施設の使用の許可を受けようとする者は、社会体育用照明施設使用許可申請書（様式第1号）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可申請書の提出の受付期間は、使用しようとする日の属する月の前月の20日（教育委員会が必要と認めたときは、別に定める日）から使用しようとする日の前7日までとする。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、社会体育用照明施設使用許可書（様式第2号）を交付する。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が照明施設を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第6条の規定による照明施設の使用料の免除（以下「使用料の免除」という。）は、公共的団体が公共又は公益のために使用するときその他市長が特に必要と認めるときに行うものとする。

2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用許可申請

書の提出と同時に、社会体育用照明施設使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による使用料減免申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の免除を適当と認めるときは、社会体育用照明施設使用料免除承認書（様式第4号）を交付する。

（使用料の還付）

第7条 条例第7条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、使用しないこととなった照明施設に係る既納の使用料の全額とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）特に認められた場合を除き、設置場所に車両を進入させないこと。
- （2）設置場所に他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- （3）設置場所において他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （4）設置場所において喫煙又は火気の使用をしないこと。
- （5）設置場所の管理上必要があると認める場合において教育委員会が行う指示に従うこと。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則（平成24年島田市規則第10号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

社会体育用照明施設使用許可申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所

申請者 氏名

電話番号

次のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	午後 時 分から 午後 時 分まで	
使 用 場 所			
使用責任者	住 所 氏 名	電話番号	
使 用 人 員			人
使 用 料			円
備 考			

社会体育用照明施設使用許可書

第 年 月 日 号

様

島田市教育委員会 印

次のとおり使用を許可します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	午後 時 分から 午後 時 分まで	
使 用 場 所			
使用責任者	住 所 氏 名	電話番号	
使 用 人 員			人
使 用 料			円
備 考			

社会体育用照明施設使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

住所

申請者 氏名 ㊟

電話番号

次のとおり使用料の免除を申請します。

使 用 日 時	午後 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで		
使 用 場 所			
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 電話番号		
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
免除を申請する 理 由			

様式第 4 号（第 6 条関係）

社会体育用照明施設使用料免除承認書

第 号
年 月 日

様

島田市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の免除について、次のとおり承認します。

使 用 日 時	午後 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで		
使 用 場 所			
使 用 責 任 者	住所 氏名 電話番号		
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
免除をする理由			

島田市伊太庭球場条例施行規則の制定について

島田市伊太庭球場条例施行規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市伊太庭球場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市伊太庭球場条例（平成19年島田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第3条第2項の規定により島田市伊太庭球場（以下「庭球場」という。）の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、並びに市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

(1) 庭球場の名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定の期間

(4) 申請の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(申請に関する書類)

第3条 条例第5条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書 伊太庭球場指定管理者指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書 伊太庭球場事業計画書（様式第2号）

2 条例第5条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 庭球場の管理に関する業務の収支予算書

(2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書

(4) 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類

(5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要とする書類

(特例により選定される候補者)

第4条 条例第7条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該

当する法人等とする。

- (1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。
- (2) 1年以上継続して当該団体の事業活動を行っていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める事項に該当するものであること。

（指定の通知）

第5条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、伊太庭球場指定管理者指定書（様式第3号）により指定する法人等に通知する。

（指定の取消し）

第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、伊太庭球場指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により当該法人等に通知する。

（協定の締結）

第7条 指定管理者は、教育委員会と庭球場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料に関する事項
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報保護に関する事項
- (7) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（業務報告の徴収等）

第8条 教育委員会は、庭球場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、庭球場の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 庭球場の利用状況（利用件数、入場者数、利用を不許可とした件数及びその理由等）
- (3) 利用料収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(入場者等の遵守事項)

第10条 庭球場に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- (6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 庭球場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可（変更の許可を含む。）を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 庭球場に入場する者に対する安全確保の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庭球場の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第11条 利用者は、指定管理者又は市の職員が職務のためその利用する施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、島田市伊太庭球場条例施行規則（平成21年島田市規則第35号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

伊太庭球場指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市教育委員会

所 在 地

名 称

代表者の氏名 ㊟

電 話 番 号

伊太庭球場の指定管理者の指定を受けたいので、島田市伊太庭球場条例第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	1 伊太庭球場事業計画書 2 伊太庭球場の管理に関する業務の収支予算書 3 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体 にあっては、これらに相当する書類） 4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業 計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実 績がある場合はその事業報告書及び収支計算書 5 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書 類 6 その他（ ）

様式第 2 号（第 3 条関係）

伊太庭球場事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
1 管理運営を行うに当たっての経営方針			
2 管理運営を行う意欲について			

3 管理運営について (1) 職員の配置等について (2) 年間の自主事業について (3) 利用者等の要望の把握について (4) 苦情処理について
4 伊太庭球場の利用率向上のための計画について
5 個人情報の保護の措置について
6 緊急時の対応について (1) 防犯及び防災の体制について (2) 災害発生時の対応について (3) その他緊急時の対応について
7 その他特記すべき事項

伊太庭球場指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所 在 地

名 称

代表者の氏名 様

島田市教育委員会 印

島田市伊太庭球場条例第 6 条の規定により、伊太庭球場の指定管理者として、次のとおり指定します。

指 定 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------	-----------------

様式第4号（第6条関係）

伊太庭球場指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所 在 地

名 称

代表者の氏名 様

島田市教育委員会



次に掲げる理由により、伊太庭球場の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取 消 し の 理 由	
取 消 し の 日	年 月 日

（注） この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

島田市川根野球場条例施行規則の制定について

島田市川根野球場条例施行規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市川根野球場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市川根野球場条例（平成20年島田市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 島田市川根野球場（以下「川根野球場」という。）の開場時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 川根野球場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(使用の申込み)

第4条 条例第3条第1項の規定により川根野球場の使用の許可を受けようとする者は、川根野球場使用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書の提出の受付期間は、使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から使用しようとする日まで（その日が島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）に規定する休日に当たるときは、その日の直前の休日以外の日まで）とする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは、川根野球場使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が川根野球場を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第7条の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとお

りとする。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根野球場使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川根野球場使用料免除通知書（様式第4号）により使用者に通知する。

（使用の取消し）

第7条 使用者が、川根野球場を使用しないときは、川根野球場使用取消申出書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第8条ただし書の規定により還付することのできる使用料の額は、使用しないこととなった施設に係る既納の使用料の全額とする。

（入場者等の遵守事項）

第9条 川根野球場に入場する者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けないで物品の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。

(2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。

(4) 所定の場所以外の場所において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。

(6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 使用者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用の許可を受けていない施設等を使用しないこと。

(2) 入場者に対する安全確保の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、川根野球場の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに島田市川根野球場条例施行規則（平成20年島田市規則第18号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相

当規定によりされたものとみなす。

川根野球場使用申込書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名
住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
申込者
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり川根野球場を使用したいので、申し込みます。

使用目的	練習 ・ 大会 ・ ()
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人数	人
使用責任者	住所 氏名 電話番号
照明設備の 使用の有無	有 ・ 無
備考	

(注) 使用目的及び照明施設の使用の有無の欄は、該当するものを○印で囲んでください。

川根野球場使用許可書

年 月 日

様

島田市教育委員会



次のとおり川根野球場の使用を許可します。

使 用 目 的	練習 ・ 大会 ・ （ ）
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 人 数	人
使用責任者	住所 氏名 電話番号
照明設備の 使 用 料	円
備 考	

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用時間など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根野球場の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

川根野球場使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

団体名

住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

申請者氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり川根野球場の使用料の免除を受けたいので、申請します。

免除を申請する理由	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人数	人
使用責任者	住所 氏名 電話番号

様式第 4 号（第 6 条関係）

川根野球場使用料免除通知書

第 年 月 日 号 日

様

島田市長 印

次のとおり川根野球場の使用料を免除するので、通知します。

使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 人 数	人
使用責任者	住所 氏名 電話番号
免除の内容	免除の額 円

川根野球場使用許可取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名
住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
申出者
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印
電話番号

次のとおり川根野球場の使用の取消しをしたいので、使用許可書を添えて申し出ます。

取消し又は 変更の理由			
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 人 数	人		
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
使用責任者	住所 氏名 電話番号		
照明設備の 使用の有無	有 ・ 無		
使 用 料 納 付 済 額	円	還 付 額	円

(注) 還付額の欄は、記入しないでください。

議案第13号

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表社会教育課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設係
---------	-------------

第5条第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第6条第5号中「幼稚園」の次に「、保育園及び認定こども園」を加える。

第8条第1号エ中「市立小中学校の施設（屋内運動場その他専らスポーツの用に供するものを除く。）の使用」を「市立学校の施設（体育施設を除く。）の開放」に改める。

第14条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 教育財産の取得及び処分に関すること。

第14条第2項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

(ア) 島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）第1条に規定する都市公園に設置されているスポーツ施設（(イ)に設置されているスポーツ施設及び(エ)を除く。）

(イ) 島田市都市公園条例第5条に規定する大井川緑地

(ウ) 島田市普通公園条例（平成20年島田市条例第22号）別表に規定する家山ふれあいスポーツ広場

(エ) 島田市総合スポーツセンター条例（平成21年島田市条例第35号）第2条に規定する島田市総合スポーツセンター

イ 大井川河川敷マラソンコースの管理に関すること。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に

次の1条を加える。

(教育部スポーツ振興課の分掌する事務)

第9条 教育部スポーツ振興課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) スポーツ振興係

ア 生涯スポーツの普及促進に関すること。

イ スポーツ推進委員に関すること。

ウ スポーツ大会(地域間交流の促進を主たる目的とするものを除く。)、講習会等の企画及び運営に関すること。

エ スポーツ及びレクリエーション活動の育成指導に関すること。

オ 地域スポーツ組織の育成に関すること。

カ 総合型地域スポーツクラブの設立及び支援に関すること。

キ 社会体育諸団体の育成に関すること。

ク スポーツ振興協議会に関すること。

(2) 施設係

ア 市立学校の体育施設の開放に関すること。

イ 社会体育施設の整備及び管理運営に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

2 島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成24年島田市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる事務」を「幼稚園への就園の支援に関すること」に改め、同条各号を削る。

新 旧 条 文

例規名 島田市教育委員会事務局組織規則

新 条 文	旧 条 文
(部等の設置) 第2条 省略 2 教育部の事務を分担処理させるため、教育部に次の表の左欄に掲げる課を置き、 それぞれ別の課に同表の右欄に掲げる係を置く。	
課	係
省略	
社会教育課	社会教育係 青少年係
スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設係
省略	
(教育部教育総務課の分掌する事務) 第5条 教育部教育総務課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 施設係 ア 省略 イ 省略 立 省略 (教育部学校教育課の分掌する事務) 第6条 教育部学校教育課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 省略 (4) 省略 (5) 市内の幼稚園、保育園及び認定こども園との連携に関すること。 (6) 省略 (17) 省略 (教育部社会教育課の分掌する事務) 第8条 教育部社会教育課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 社会教育係 ア 省略 イ 省略	

対 照 表

旧 条 文	新 条 文
(部等の設置) 第2条 省略 2 教育部の事務を分担処理させるため、教育部に次の表の左欄に掲げる課を置き、 それぞれ別の課に同表の右欄に掲げる係を置く。	
課	係
省略	
社会教育課	社会教育係 青少年係
省略	
(教育部教育総務課の分掌する事務) 第5条 教育部教育総務課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 施設係 ア 市立学校に係る土地及び建物の取得又は処分の申出に関すること。 イ 省略 立 省略 (教育部学校教育課の分掌する事務) 第6条 教育部学校教育課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 省略 (4) 省略 (5) 市内の幼稚園との連携に関すること。 (6) 省略 (17) 省略 (教育部社会教育課の分掌する事務) 第8条 教育部社会教育課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 社会教育係 ア 省略 イ 省略	

ウ

エ

市立学校の施設（体育施設を除く。）の開放にすること。

オ

カ

省略

カ

省略

(2)

省略

(教育部スポーツ振興課の分掌する事務)

第9条

教育部スポーツ振興課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)

スポーツ振興係

ア

生涯スポーツの普及促進にすること。

イ

スポーツ推進委員にすること。

ウ

スポーツ大会（地域間交流の促進を主たる目的とするものを除く。）、講習会等の企画及び運営にすること。

エ

スポーツ及びレクリエーション活動の育成指導にすること。

オ

地域スポーツ組織の育成にすること。

カ

総合型地域スポーツクラブの設立及び支援にすること。

キ

社会体育諸団体の育成にすること。

ク

スポーツ振興協議会にすること。

(2)

施設係

ア

市立学校体育施設の開放にすること。

イ

社会体育施設の整備及び管理運営にすること。

(教育部図書館課の分掌する事務)

第10条

省略

(教育部文化課の分掌する事務)

第11条

省略

(職の設置)

第12条

省略

(教育部長等の職務)

第13条

省略

(事務分担)

第14条

省略

(市長の権限に属する事務の補助執行)

第15条

事務局の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち次に掲げるものを補助執行するものとする。

(1)

教育財産の取得及び処分にすること。

(2)

省略

省略

(5)

2

教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地

ウ

エ

市立小中学校の施設（屋内運動場その他専らスポーツの用に供するものを除く。）の使用にすること。

オ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

カ

方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。

- (1) 教育総務課総務係 次に掲げる事務

ア 省略

イ 省略

立 省略

(2)

ウ 省略

(4)

- (5) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

- (7) 島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）第1条に規定する都市公園に設置されているスポーツ施設（イ）に設置されているスポーツ施設及び（エ）を除く。）

- (4) 島田市都市公園条例第5条に規定する大井川緑地

- (7) 島田市普通公園条例（平成20年島田市条例第22号）別表に規定する家山ふれあいスポーツ広場

- (エ) 島田市総合スポーツセンター条例（平成21年島田市条例第35号）第2条に規定する島田市総合スポーツセンター

イ 大井川河川敷マラソンコースの管理に関すること。

(6) 省略

- (7) 文化課文化振興係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

(7)

ウ 省略

(7)

イ 省略

ウ 省略

(8) 省略

- 附則第2項関係（島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則）（補助執行）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき市長の補助機関である職員をして補助執行させる事務は、幼稚園への就園の支援に関することとする。

方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。

- (1) 教育総務課総務係 次に掲げる事務

ア 省略

イ 教育財産の取得及び処分に関すること。

立 省略

三 省略

(2)

ウ 省略

(4)

(5) 省略

- (6) 文化課文化振興係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

- (7) 島田市民会館条例（平成17年島田市条例第106号）第2条に規定する島田市民会館

(4)

ウ 省略

(エ)

イ 省略

ウ 省略

(7) 省略

- 附則第2項関係（島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則）（補助執行）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき市長の補助機関である職員をして補助執行させる事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 幼稚園への就園の支援に関すること。

- (2) 島田市立の小学校及び中学校の施設（屋内運動場その他専らスポーツの用に供するものに限る。）の使用に関すること。

議案第14号

島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

島田市教育委員会公印規則（平成17年島田市教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会公印規則（平成17年島田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般公印の表島田市教育委員会事務局課長印の項個数の欄中「6」を「7」に改め、同表中

島田市立図書館印	11	方 21	隸書	図書館名をもつてする文書	館長	3
島田市立図書館長印	12	方 18	隸書	図書館長名をもつてする文書	館長	3
しまだ楽習センター館長印	13	方 18	隸書	しまだ楽習センター館長名をもつてする文書	館長	1
島田市立公民館印	14	方 18	隸書	公民館名をもつてする文書	館長	3
島田市立公民館長印	15	方 18	てん書	公民館長名をもつてする文書	館長	3

を

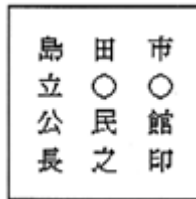
島田市立公民館長印	11	方 18	てん書	公民館長名をもつてする文書	館長	3
島田市立図書館長印	12	方 18	隸書	図書館長名をもつてする文書	館長	3

に改め、島田市博物館印の項を削り、島田市博物館長の印の項中「17」を「13」に

改める。

別表第 2 の 1 一般公印の表中11の項から16の項までを削り、10の項の次に次の 2 項を加える。

11



12



別表第 2 の 1 一般公印の表中17の項を13の項とする。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市教育委員会公印規則

新 条 文						
別表第1 (第4条、第13条、第14条関係) 一般公印						
名称	形状 別掲	寸法 ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
省 略						
島田市教育委員会事務局課長印	6	方 18	隷書	課長名をもつてする文書	課長	7
省 略						
島田市立公民館長印	11	方 18	てん書	公民館長名をもつてする文書	館長	3
島田市立図書館長印	12	方 18	隷書	図書館長名をもつてする文書	館長	3
島田市博物館長印	13	方 18	隷書	博物館長名をもつてする文書	館長	1

対 照 表

旧 条 文						
別表第1 (第4条、第13条、第14条関係) 一般公印						
名称	形状 別掲	寸法 ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
省 略						
島田市教育委員会事務局課長印	6	方 18	隷書	課長名をもつてする文書	課長	6
省 略						
島田市立図書館印	11	方 21	隷書	図書館名をもつてする文書	館長	3
島田市立図書館長印	12	方 18	隷書	図書館長名をもつてする文書	館長	3
しまだ楽習センター館長印	13	方 18	隷書	しまだ楽習センター館長名をもつてする文書	館長	1
島田市立公民館印	14	方 18	隷書	公民館名をもつてする文書	館長	3
島田市立公民館長印	15	方 18	てん書	公民館長名をもつてする文書	館長	3
島田市博物館印	16	方 18	隷書	博物館名をもつてする文書	館長	1
島田市博物館長印	17	方 18	隷書	博物館長名をもつてする文書	館長	1

専用公印

省略

別表第2（第4条関係）

1 一般公印

10

省略

11

市立
田○民之
島立公長

12

市立
田○図書
島市館印

13

市立
田○民之
島立公長

2 専用公印

省略

専用公印

省略

別表第2（第4条関係）

1 一般公印

10

省略

11

市立
田○民之
島立公長

12

市立
田○図書
島市館印

13

市立
田○民之
島立公長

14

市立
田○民之
島立公長

15

市立
田○民之
島立公長

16

市立
田○民之
島立公長

17

市立
田○民之
島立公長

2 専用公印

省略

議案第15号

島田市教育委員会処務規程の一部改正について

島田市教育委員会処務規程（平成24年島田市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

第3条第1項第4号中「カまで」を「キまで」に改め、同号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 教育部スポーツ振興課の所掌に係る事務に関する文書 島教ス

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市教育委員会処務規程

新 条 文	旧 条 文
(文書の記号及び番号) 第3条 文書には、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより記号を付け、かつ、前項に規定する年度又は年の区分ごとに一連の番号を付さなければならない。 (1) 〃 (3) 前3号に掲げる文書以外の文書 次のアからキまでに掲げる文書の区分に応じ、当該アからキまでに定める記号とすること。 ア 〃 省略 エ 才 教育部スポーツ振興課の所掌に係る事務に関する文書 島教ス カ 省略 キ 省略 2 省略	

対 照 表

旧 条 文	新 条 文
(文書の記号及び番号) 第3条 文書には、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより記号を付け、かつ、前項に規定する年度又は年の区分ごとに一連の番号を付さなければならない。 (1) 〃 (3) 前3号に掲げる文書以外の文書 次のアからカまでに掲げる文書の区分に応じ、当該アからカまでに定める記号とすること。 ア 〃 省略 エ 才 省略 カ 省略 2 省略	

議案第16号

島田市教育委員会専決規程の一部改正について

島田市教育委員会専決規程（平成24年島田市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

第3条第1号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2号中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条第3号中「第11条第3項」を「第12条第3項」に改める。

第5条中「第12条」を「第13条」に改める。

別表社会教育課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課	・主管事務に係る教育委員会名義の使用の許可		
---------	-----------------------	--	--

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。

例規名 島田市教育委員会専決規程

新 条 文	
(専決をさせる職員) 第3条 第1条に規定する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、当該事務の決裁について、次に掲げる職にある職員に専決をさせることができる。 (1) 教育部長（島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第12条第1項に規定する教育部長をいう。以下同じ。） (2) 課長（組織規則第12条第2項に規定する課長をいう。以下同じ。）及び参事（組織規則第11条第4項に規定する参事をいう。以下同じ。） (3) 係長（組織規則第12条第3項に規定する係長をいう。以下同じ。） (代決) 第5条 前2条の規定により専決をすることとされた職員（以下「専決者」という。）が旅行、病気その他の理由により自ら決裁をすることができないときは、組織規則第13条の規定により専決者の職務を代行する職にある職員が代決（専決者に代わって決裁をすることという。以下同じ。）をするものとする。この場合において、専決者の職務を代行する職にある職員が旅行、病気その他の理由により代決をすることができないとき、又は専決者の職務を代行する職を置かないときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める職にある職員が代決をすることができる。 (1) 省略 (2) 省略	
別表（第4条関係）	
区分	教育部長 課長又は参事 係長
社会教育課	省略
スポーツ振興課	主管事務に係る教育委員会名義の使用の許可

旧 条 文	
(専決をさせる職員) 第3条 第1条に規定する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、当該事務の決裁について、次に掲げる職にある職員に専決をさせることができる。 (1) 教育部長（島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第11条第1項に規定する教育部長をいう。以下同じ。） (2) 課長（組織規則第11条第2項に規定する課長をいう。以下同じ。）及び参事（組織規則第11条第4項に規定する参事をいう。以下同じ。） (3) 係長（組織規則第11条第3項に規定する係長をいう。以下同じ。） (代決) 第5条 前2条の規定により専決をすることとされた職員（以下「専決者」という。）が旅行、病気その他の理由により自ら決裁をすることができないときは、組織規則第12条の規定により専決者の職務を代行する職にある職員が代決（専決者に代わって決裁をすることという。以下同じ。）をするものとする。この場合において、専決者の職務を代行する職にある職員が旅行、病気その他の理由により代決をすることができないとき、又は専決者の職務を代行する職を置かないときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める職にある職員が代決をすることができる。 (1) 省略 (2) 省略	
別表（第4条関係）	
区分	教育部長 課長又は参事 係長
社会教育課	省略
	省略

省略	
----	--

省略	
----	--

島田市スポーツ振興協議会要綱の制定について

島田市スポーツ振興協議会要綱を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市スポーツ振興協議会要綱

(設置)

第1条 島田市におけるスポーツの振興を推進するため、島田市スポーツ振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) スポーツの推進に関する事項
- (2) スポーツ団体の育成に関する事項
- (3) スポーツ事故の防止に関する事項
- (4) スポーツに関する競技水準の向上に関する事項
- (5) スポーツの振興のための調査研究に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ団体に所属する者
- (2) スポーツに関する活動を実践している者
- (3) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において島田市スポーツ振興協議会要綱（平成24年島田市告示第77号。以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されているスポーツ振興協議会の委員である者は、この告示の施行の日に、同項の規定により、協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧要綱第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されたスポーツ振興協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第18号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日
平成28年4月1日
- 2 委嘱期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の氏名等
別紙のとおり

平成28年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(平成28年4月1日現在)

学 校 名	内 科	眼 科	耳 鼻 科	歯 科	薬 剤 師
島田第一小学校	レシャド カレツド	森 田 賢	東 尊 秀	川 端 泰 三	只 井 典 子
島田第二小学校	片 岡 英 樹		勝 見 祐 介	平 岡 啓 太	小 池 章 裕
島田第三小学校	西 山 靖 弘	鈴 木 徹	牧 野 克 己	安 原 孝 由	杉 村 美 昌
島田第四小学校	小 澤 美 佳		勝 見 祐 介	小 川 恵 治	大 庭 伸 之
六合小学校	鈴 木 直 輔	金 山 貴 子	東 尊 秀	服 部 守 弘	杉 山 和 也
大津小学校	川 口 浩 司	森 田 賢	牧 野 克 己	竹 内 正 明	芹 澤 敏 文
伊太小学校	久保田友之	鈴 木 徹	東 尊 秀	西 村 崇 史	清 水 弥 生
相賀小学校		秋 山 貴 紀		太田良 智武	松 浦 薫
神座小学校	石 田 邦 夫	石 田 邦 夫		八 木 久 恵	寺 岡 健
伊久美小学校					
初倉小学校	秋 山 貴 紀	板 倉 一 明			近 英 明
湯日小学校		田 代 修 司			中 島 誠
島田第五小学校	八 木 健	鈴 木 徹	牧 野 克 己	原 田 泰	徳 本 英 史
初倉南小学校	藤 本 嘉 彦	秋 山 貴 紀	東 尊 秀	安 原 剛	成 岡 厚 英
六合東小学校	山 下 健 一	金 山 貴 子		牧 訓 久	近 英 明
金谷小学校	○ 坂 井 敏 明 ○ 織 田 孝 裕	○ 半 田 忠 良	○ 杉 本 俊 彦	○ 柴 田 武 士 ○ 鶴 長 尚 志	○ 進 士 寿 子
五和小学校	○ 宮 崎 洋 生 ○ 平 井 利 幸			○ 加 藤 浩 司	○ 田 代 律 子
川根小学校	○ 林 健 太 郎			○ 又 平 基 史	○ 杉 森 勲
島田第一中学校	米 田 正 弘	森 田 賢	東 尊 秀	桐 原 俊 史	清 水 潤 一
島田第二中学校	松 永 和 彦	鈴 木 徹	牧 野 克 己	池 田 正 之	清 水 雅 之
六合中学校	相 羽 英 彦	金 山 貴 子	東 尊 秀	渡 辺 義 介	村 松 義 文
北中学校	石 田 邦 夫	石 田 邦 夫	牧 野 克 己	高 城 幸 司	近 英 明
初倉中学校	岡 西 紀 彦	秋 山 貴 紀	東 尊 秀	中 島 泰 臣	岩 尾 英 輔
金谷中学校	○ 坂 井 敏 明 ○ 織 田 孝 裕	○ 半 田 忠 良	○ 杉 本 俊 彦	○ 杉 浦 一 隆 ○ 鶴 長 尚 志	○ 河原崎 邦弘
川根中学校	○ 高 木 勇 人			○ 吉 川 元 仁	○ 村 田 朋 康

○ 平成28年度委嘱者(委嘱期間:平成28年4月1日～平成30年3月31日)

平成27年度委嘱者(委嘱期間:平成27年4月1日～平成29年3月31日)

平成28年度島田市学校給食費の額について

平成28年度島田市学校給食費の額を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

1 島田市立小学校の学校給食費

- (1) 児 童 1 食単価259円（月額4,230円で11ヶ月徴収）
- (2) 教職員 1 食単価259円（月額4,230円で11ヶ月徴収）
- ※ 平成27年度と同額

2 島田市立中学校の学校給食費

- (1) 生 徒 1 食単価310円（月額5,070円で11ヶ月徴収）
- (2) 教職員 1 食単価310円（月額5,070円で11ヶ月徴収）
- ※ 平成27年度と同額

3 学校給食センター職員の学校給食費

- 1 食単価259円（喫食数に1食単価を乗じた額を徴収）
- ※ 平成27年度と同額

議案第20号

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例(平成17年島田市条例第152号)第15条第2項の規定に基づき、六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成28年4月1日
- 2 任 期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(前任者の残任期間)
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	かわむら はつお 河村 初男	島田市岸町	地域の代表者 (六合コミュニティ 委員会会長)
新	さくらい しんじ 櫻井 真二	島田市東町(学校)	学校教育関係者 (六合東小学校校長)
	まつの あきら 松野 昭	島田市岸町	地域の代表者 (岸町自治会自治会 長)
	むらた みつお 村田 光男	島田市道悦四丁目	学識経験者 (子育てボランティア ア)
	みやむら きよこ 宮村 清子	島田市道悦二丁目	家庭教育の向上に資 する活動を行う者 (子育てボランティア ア)
	なかむら みほこ 中村 美穂子	島田市東町	社会教育関係者 (元六合市民学級学 級長)

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第21号

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例(平成17年島田市条例第152号)第15条第2項の規定に基づき、初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成28年4月1日
- 2 任 期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(前任者の残任期間)
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	たかはし たけお 高橋 剛男	島田市井口	地域の代表者 (初倉地区自治会長 代表)
	きたがわ しゅういち 北川 修一	島田市阪本	地域の代表者 (初倉コミュニティ 委員会会長)
新		島田市	社会教育関係者 (初倉生涯学級長)
新	ふじむら まさひこ 藤村 雅彦	島田市阪本(学校)	学校教育関係者 (初倉小学校校長)
新	おおつか みつこ 大塚 光子	島田市阪本	家庭教育関係者 (初倉地区民生児童 委員)
新	うえだ あさこ 植田 朝子	島田市牧之原	社会教育関係者 (元市民学級長)

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

議案第22号

金谷公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例(平成17年島田市条例第152号)第15条第2項の規定に基づき、金谷公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成28年4月1日
- 2 任 期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(前任者の残任期間)
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	すぎやま はちろう 杉山 八郎	島田市竹下	地域の代表者 (島田市自治会長金谷地区長)
	もりさわ むねひろ 森澤 宗彦	島田市金谷本町	社会教育関係者 (島田市文化協会事務局長)
	すずき みか 鈴木 美香	島田市横岡	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (ペアレントサポーター)
	まきの みさこ 牧野 美砂子	島田市牛尾(学校)	学校教育関係者 (五和小学校校長)
	にしざわ みちよ 西澤 通予	島田市金谷栄町	社会教育関係者 (金谷宿大学教授)
	すずき ともひろ 鈴木 朋弘	島田市牛尾	地域の代表者 (金谷コミュニティ委員会)

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任。

議案第23号

島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

島田市立図書館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第21号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

島田市立図書館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第4号(注)1中「、当館所蔵資料に限り」を削り、同様式(注)3を同様式(注)4とし、同様式(注)2中「すべて」を「全て」に改め、同様式(注)2を同様式(注)3とし、同様式(注)1の次に次のように加える。

- 2 複製（複写等）できる資料は、市立図書館が所蔵する図書館資料及び相互貸借等により他の図書館から借り受けた図書館資料のみです。ただし、複製（複写等）が禁止されているものは、複製（複写等）できません。

様式第4号(注)に次のように加える。

- 5 複製（複写等）できる部数は1部です。著作物の同一箇所を2部以上複製（複写等）した場合は複製物を回収しますが、複製（複写等）に要した費用は返却しません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

例規名 島田市立図書館条例施行規則

新 条 文	旧 条 文
様式第4号（第14条関係） 図書館資料複製申込書 省略 (注) 1 当館における複製（複写等）は、著作権法第31条に基づいて行うものです。 2 <u>複製（複写等）できる資料は、市立図書館が所蔵する図書館資料及び相互貸借等により他の図書館から借り受けた図書館資料のみです。ただし、複製（複写等）が禁止されているものは、複製（複写等）できません。</u> 3 <u>著作権に関する全ての責任は、申込者が負うこととなります。</u> 4 <u>複製（複写等）に要する費用は、申込者の実費負担とします。</u> 5 <u>複製（複写等）できる部数は1部です。著作物の同一箇所を2部以上複製（複写等）した場合は複製物を回収しますが、複製（複写等）に要した費用は返却しません。</u>	

旧 条 文	新 条 文
様式第4号（第14条関係） 図書館資料複製申込書 省略 (注) 1 当館における複製（複写等）は、<u>当館所蔵資料に限り、著作権法第31条に基づいて行うものです。</u> 2 著作権に関するすべての責任は、申込者が負うこととなります。 3 複製（複写等）に要する費用は、申込者の実費負担とします。	

議案第24号

島田市立図書館協議会委員の委嘱について

島田市立図書館条例（平成 17 年島田市条例第 153 号）第 7 条の規定により、島田市立図書館協議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成28年 3 月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成28年 4 月 1 日
- 2 任 期 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで(前任者の残任期間)
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	こ だ ま え み 児 玉 絵 美	島田市元島田	社会教育の関係者

- 4 選任事由 委員に欠員が生じたことによる選任。

議案第25号

島田市史編さん委員の委嘱について

島田市史編さん委員等規則（平成17年島田市教育委員会規則第23号）第4条及び第5条第1項の規定により、島田市史編さん委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成28年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 平成28年4月1日
- 2 任 期 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで(前任者の残任期間)
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	なかの けいいち 中野 敬一	島田市三ツ合町	学識経験者

- 4 選任事由 委員に欠員が生じたことによる選任。

協 議 事 項

総合教育会議における検討課題について

平成28年度に行う総合教育会議における検討課題とする予定の学校現場における人手不足について、次のとおり協議します。

【経緯】

1 総合教育会議における課題提案（平成27年度第4回：平成28年2月5日）

- (1) 幼児教育について（市内私立幼稚園との連携不足。家庭教育学級。）
- (2) 子育て支援について（市と教育委員会の子育て支援に係る連携強化。）
- (3) 公平・公正な運営（施設の運用や講座の開催日、時間及び場所の設定等。）
- (4) 市民遺産について（市内各地域の特性を市民が自らのものとする共有意識。）
- (5) 市内外国人との交流について（交流により市民が市を知る。海外への発信。）
- (6) 晩産について（子供の教育時期と親の介護時期が同じ時期になりつつある。）
- (7) 学校現場での人手不足について（教員OB、OGの力を借りるシステム。）
- (8) 保健師の増員について（0歳児からの見守り、お年寄りへの支援体制強化。）

2 教育委員会定例会における意見（平成28年第2回：平成28年2月24日）

(1) 検討課題の優先順位の決定

○学校現場での人手不足について

教員OB、OGの力を借りるシステムづくりを考えたい。

(2) 検討の切り口としての柱

- ア 学校現場の運営について
- イ 地域人材の活用について
- ウ チーム学校について
- エ 家庭における課題について
- オ 進路の検討について（夢を抱かせる）
- カ 目を離せない子の増加について

【協議事項】

- ・ 具体的な課題の抽出方法について

「チーム学校」ってなに？

(NHK for School : NHK 早川解説委員の教育コラム「チーム学校」ってなに？から引用)

少子化が進む中で、将来の学校の姿をどうするのか。最近、文部科学省は「チーム学校」の実践をめざす、そんな言い方をしています。いったいどんなものなのでしょうか。

■一言でいうと

学校というとなんでもかんでも先生が切り盛りしていたのを、専門スタッフや地域の人たちの力を借りて、チーム力で乗り切れるようにしようという考え方で。小中学校、高校を大学並みとはいわないまでも、先生を支える専門スタッフのいる大学のように、先生が授業に専念できるような体制作りをめざそうというもいのです。

■こうした考え方が出てきた背景には

学校の教育環境を整えるために、これまで文部科学省は、少人数学級の実現をめざして予算獲得に力を注いできました。40 人学級から 35 人学級をめざすというのが、一つの方向性でした。しかし、国の厳しい財政状況の中で、そう簡単に先生の数を増やすことはできず、指導に手がかかるとされる小学校 1 年生で実現したのにとどまっています。しかも政府内部では、少人数学級にしても効果が上がるかどうかは疑問だとして、逆に 40 人学級に戻すよう求める議論が起きているほどです。

そんな中、先生を増やすという一直線の考え方では指導の充実は図れないとして浮上してきたのが「チーム学校」という考え方です。

■具体的にはどうする？

3つの柱が考えられています。

①先生の仕事の役割分担の見直し、②資格を持つ専門スタッフの充実、③地域人材の活用です。

まず先生の仕事の役割分担の見直しですが、とにかく仕事を抱え込みがちと言われる先生の負担の軽減をめざして、事務職員や学校司書、ICT（情報通信技術）専門員など、専門職員の配置の充実を図るとしています。たとえばこれまでは、校内でパソコンのトラブルがあるとICT担当の先生がそれにかかりきりになり、ほかの仕事ができないということがおきがちでした。そうした負担を、ICT専門員を配置することによって極力減らすとしています。餅屋は餅屋に任せる一方、そうした違った役割を果たす人たちが協力し合うことで学校全体の風通しをよくしようというのです。

■専門スタッフの充実とは

こちらは、臨床心理士や社会福祉士、看護師などの資格を持った人たちを、非常勤として学校にきてもらおうというものです。すでに多くの学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった人たちを、これまで以上に増やすことが考えられています。そうすることによって子どもたちが、自分に成績をつける先生には打ち明けられない悩みや心身の変化を伝えやすくなるはずだとしています。先生にはない専門性を充実させることによって、子どもたちに相談の機会を増やす一方、先生にとっても子どもたちの様子を多角的に知る手がかりが得られることになるのではないかとしています。

■地域人材の活用とは

サポートスタッフ（支援員）として、さまざまな経験を持った人を非常勤として学校に来てもらおうというものです。たとえば、海外経験のある企業OBや主婦などに英語の指導を手伝ってもらったり、科学に強い人たちに理科の実験をしてもらったり、あるいは、指導経験のない先生が担当している部活動を経験のある地域の人に代わってもらったりすることなどが考えられています。地域人材の活用というのは以前から言われてきたことですが、垣根をより低くすることで、一気に増やそうというのです。

■学校の将来像は

段階的に取り組みを進めることで、10年後に「チーム学校」が実現するというのが文科省の構想です。どう変わるのかというと、学校の教職員全体に占める先生の割合は現在82%ですが、これを7割程度にまで下げることがめざしています。現在アメリカで56%、イギリスでは51%を先生が占めていますが、欧米並みとはいかないまでも、それに近づけようというのです。学校の内と外に専門的な人材が集まることで、それでなくても忙しいと言われる先生の仕事のうち事務作業や専門的な指導内容を減らすことができる。一方で、多彩な人々の支えによって学校総体としてのチーム力が上がると計算しています。そうして余裕ができた時間を使って、先生は、英語や道徳など新しい課題、いじめへの対応に専念できると考えられています。授業での指導方法も、講義形式一辺倒ではなく、子どもたちに考えさせる課題解決型のスタイルに転換できるとしています。大学のゼミなどで行われているような自分で調べて、発表して、議論するといった形の授業が当たり前の授業風景になるかもしれません。

こうした取り組みを通して、学校教育の質の向上をめざすとしています。しかし、これは文科省が描いている胸算用に過ぎず、実現するためには、国民の支持を取り付け、国の財布を握る財務省を説得し、国会を通す必要があります。その意味で、さらにステップアップした構想力と本気度が、下村大臣以下、文科省に問われます。

年次別児童・生徒数

(各年5月1日現在)

学校名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小学校計	2,860	2,633	5,493	2,786	2,628	5,414	2,738	2,645	5,383	2,700	2,579	5,279
島一小	232	232	464	234	242	476	236	232	468	237	233	470
島二小	185	151	336	184	154	338	174	169	343	169	170	339
島三小	153	160	313	151	153	304	148	149	297	153	140	293
島四小	284	262	546	271	253	524	270	257	527	255	237	492
六合小	263	264	527	249	278	527	270	277	547	296	263	559
大津小	187	185	372	183	185	368	181	191	372	171	178	349
伊太小	55	44	99	47	43	90	44	46	90	41	41	82
相賀小	20	27	47	21	31	52	20	26	46	21	27	48
神座小	62	56	118	57	51	108	52	45	97	53	53	106
伊久美小	21	12	33	20	9	29	16	9	25	11	13	24
初倉小	174	172	346	191	179	370	179	167	346	172	154	326
湯日小	21	14	35	23	12	35	26	14	40	25	13	38
島五小	160	133	293	148	128	276	141	133	274	131	125	256
初南小	159	139	298	153	129	282	149	130	279	158	136	294
六東小	225	199	424	227	198	425	238	220	458	226	218	444
金谷小	344	291	635	328	290	618	314	276	590	296	284	580
五和小	203	207	410	196	208	404	194	221	415	197	216	413
川根小	112	85	197	103	85	188	86	83	169	88	78	166
中学校計	1,334	1,277	2,611	1,288	1,246	2,534	1,318	1,214	2,532	1,335	1,222	2,557
島一中	247	244	491	230	233	463	240	226	466	233	223	456
島二中	338	314	652	333	338	671	332	306	638	326	319	645
六合中	221	179	400	226	187	413	195	202	397	213	220	433
北中	57	68	125	56	62	118	66	64	130	78	55	133
初倉中	142	149	291	139	137	276	168	151	319	174	158	332
金谷中	253	267	520	242	237	479	262	215	477	255	200	455
川根中	76	56	132	62	52	114	55	50	105	56	47	103

学校要覧

(平成27年5月1日現在)

学 校 名	学級数 (実学級)	児 童 ・ 生 徒 数							教 員 数			職 員 数				
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	男	女	計	事 務	栄養士	業務員	その他	計
小 学 校	(14) 210	(3) 840	(5) 926	(8) 826	(7) 894	(18) 859	(20) 873	(61) 5218	134	204	338	38	2	18	0	58
島田第一小学校	(3) 19	(1) 77	(2) 64	(1) 92	(5) 78	(2) 66	(11) 82	459	13	19	32	2		1	0	3
島田第二小学校								0	9	11	20	2		1		3
島田第三小学校								0	6	11	17	2		1		3
島田第四小学校	(2) 18	(1) 74	(2) 93	(1) 71	(1) 80	(6) 67	(11) 96	481	8	19	27	3		1		4
六合小学校	(4) 22	(1) 93	(4) 104	(2) 85	(2) 95	(7) 89	(17) 89	542	13	17	30	2		1		3
大津小学校									6	14	20	2	2	1		5
伊太小学校									5	6	11	2		1		3
相賀小学校									4	4	8	2		1		3
神座小学校									5	5	10	2		1		3
伊久美小学校									2	6	8	2		1		3
初倉小学校	(2) 14	(1) 50	(1) 53	(1) 49	(3) 48	(5) 61	(9) 56	317	9	15	24	2		1		3
湯日小学校									4	4	8	2		1		3
島田第五小学校									6	10	16	2		1		3
初倉南小学校									8	10	18	2		1		3
六合東小学校									8	13	21	2		1		3
金谷小学校	(2) 21	(1) 90	(2) 92	(1) 78	(2) 117	(6) 94	(12) 97	568	14	19	33	3		1		4
五和小学校									8	15	23	2		1		3
川根小学校	(1) 7	(1) 28	(1) 25	(1) 27	(1) 27	(1) 32	(1) 26	165	6	6	12	2		1		3
中 学 校	(16) 98	(19) 846	(18) 848	(18) 808				(55) 2502	110	71	181	14	0	7	0	21
島田第一中学校	(3) 18	(6) 145	(4) 147	(2) 152				(12) 444	21	13	34	2		1		3
島田第二中学校	(3) 23	(5) 223	(2) 188	(6) 221				(13) 632	26	12	38	2		1		3
六合中学校	(3) 16	(3) 150	(4) 131	(5) 140				(12) 421	15	12	27	2		1		3
北中学校	(1) 7	(1) 43	(1) 47	(1) 41				(2) 131	8	7	15	2		1		3
初倉中学校	(2) 13	(2) 112	(1) 137	(1) 80				(3) 329	15	9	24	2		1		3
金谷中学校	(2) 16	(3) 139	(4) 164	(3) 142				(10) 445	17	13	30	2		1		3
川根中学校	(2) 5	(1) 34	(1) 34	(1) 32				(3) 100	8	5	13	2		1		3

(注) 括弧内は 8 1 条学級に係る数で、学級数及び児童生徒数は外数
教員数及び職員数は、学校基本調査における本務者の数（休職者等を含む）
学級数は、実学級数とする

しまだの教育（リーフレット）について

しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。

次回教育委員会定例会における 協議事項の集約

報 告 事 項

放課後児童クラブの実施に係る余裕教室の活用促進について

放課後児童クラブの実施に係る余裕教室の活用促進について、別紙のとおり報告します。

島こ子第 1135 号

平成 28 年 3 月 2 日

島田市教育委員会委員長 様
島田市教育委員会教育長 様
各島田市立小学校長 様

島田市長 染谷 絹代



放課後児童クラブの実施に係る余裕教室の活用促進について

放課後児童クラブについては、現在、市内 13 の公設クラブのうち、6 クラブが余裕教室を利用しているが、平成 28 年度の申込者の急増に対しては、児童・保護者の安心・安全及び当市の財政状況等を考慮し、更なる学校施設の活用を進めていくものとする。

放課後児童クラブの申込数は、女性の社会進出が進んだこと等により、当市においても他市と同様に年々増加している。特に、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、予想を越えての増加となり、ほぼ全てのクラブにおいて大幅に定員を超過する結果となった。申込者は、今後も増加することが見込まれることから、早急に施設の整備を進めていく必要がある。

また、国は、放課後児童クラブの実施に係る余裕教室の活用促進について、『放課後子ども総合プラン』について（平成 26 年 7 月 31 日付 26 文科生第 277 号、雇児発 0731 第 4 号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において、以下のように示している。

- ・学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むこと。
- ・学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進する。
- ・長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

なお、放課後児童クラブが学校施設を利用する際の管理運営については、放課後児童クラブ主管課の責任とし、学校の負担が増えることのないよう配慮するものとする。

こども未来部 子育て応援課

子育て応援係

電話：36-7159 FAX：36-8006

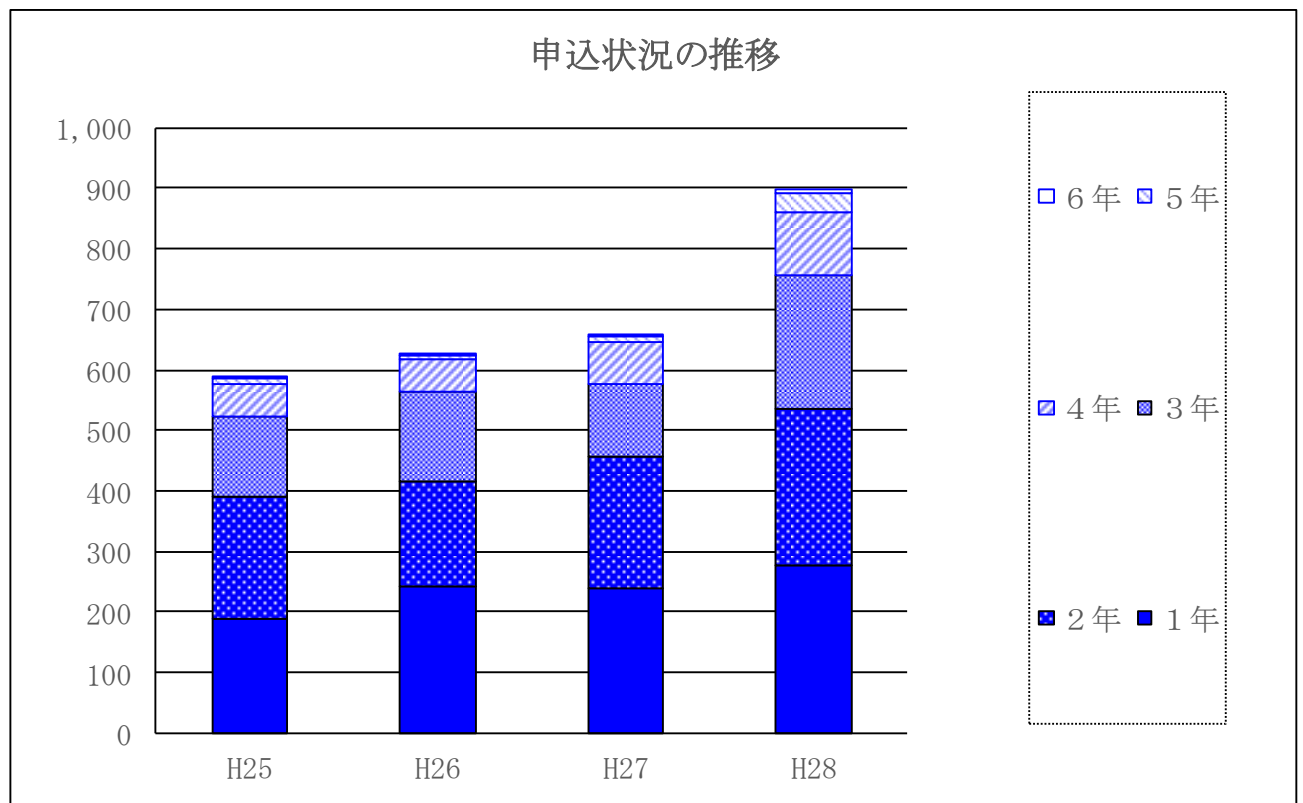


児童クラブ利用申込数等の推移

■市全体 H28定員:659人 ※川根小区受付は2/22～

(平成28年2月18日受付分まで)

学年	就学児童数				4月利用申込数			
	H25	H26	H27	H28	H25	H26	H27	H28
1年	839	937	843	839	188	243	240	277
2年	902	836	931	844	203	172	218	260
3年	888	899	834	924	132	148	120	218
4年	895	882	901	834	54	56	67	106
5年	931	895	877	901	9	5	11	30
6年	959	935	893	876	3	1	4	8
低学年	2,629	2,672	2,608	2,607	523	563	578	755
高学年	2,785	2,712	2,671	2,611	66	62	82	144
合 計	5,414	5,384	5,279	5,218	589	625	660	899



平成 28 年 2 月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

< 物品 >

受入先	品 名	数量	金 額	寄 附 者
島 田 第 一 中 学 校	レーザープリンタ ー	1 台	61,560円	島田第一中学校PTA (望月 丈治 会長)
〃	実物投影機 (書画カメラ)	1 台	24,300円	〃
〃	学区地図	1 セット	99,360円	〃
〃	クイックテント	1 張	120,960円	〃
計			306,180円	

平成 28 年 2 月分の生徒指導について

平成 28 年 2 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

学校給食の異物混入について

学校給食の異物混入について、以下のとおり報告します。

- 1 発生日時 平成 28 年 2 月 29 日 (月) 午後 0 時 20 分頃
- 2 場 所 島田市立六合東小学校 (生徒数 449 人、教職員数 26 人)
校長 山中史章
- 3 内 容 六合東小学校 3 年生のクラス内で児童が米飯の盛り付けをしていたところ、異物の混入に気がついた。その後、市教育委員会学校給食課は、米飯納入業者に至急原因を調査するよう指示し、3 月 1 日 (火) に施設内の換気扇鉄枠の金属片であることが判明しました。
なお、この金属片以外に異物は見つかっていない。生徒、職員への健康被害の報告は、ありません。
金属片の大きさ ①長さ 5 mm、幅 2 mm、厚さ 0.5 mm
②長さ 3 mm、幅 2 mm、厚さ 0.5 mm
- 4 原 因 米飯納入業者が炊飯釜で炊飯後、飯台に米飯を開け、米飯をほぐす作業を行うが、混入した金属片は、その頭上の天井に設置されていた換気扇の鉄枠が劣化により、その一部が剥がれ落ちたものであることが分かりました。
- 5 今後の対応 米飯納入業者は、直ちにその換気扇を塞ぎ、落下防止対策を講じるとともに、施設内の他の換気扇や器具類の一斉点検を実施した。今回原因となった換気扇は、3 月 1 日 (火) から使用を中止した。3 月 5 日 (土) に換気扇撤去工事を行い、換気扇は天井部ではなく、壁面に新たに設置する。またこの米飯納入業者に対し、島田市との主食提供に関する委託契約先である公益財団法人静岡県学校給食会が 3 月 1 日 (火) に工場内の緊急立入検査を実施し、業務の改善を指導した。
- 6 対 象 校 六合小学校、六合東小学校、初倉小学校、初倉南小学校、湯日小学校、六合中学校、初倉中学校
当日の食数 (2,659 食)
- 7 当日の献立 ご飯、牛乳、牛丼の具、ごま和え、みそ汁、みかん

島田市社会教育委員会報告「中高齢者は子どもたちにどんなことを伝えたいか」について

島田市社会教育委員会報告書「中高齢者は子どもたちにどんなことを伝えたいか」について、別添のとおり報告します。

島田市川根地区センターの文部科学大臣「優良公民館」表彰について

島田市川根地区センターの文部科学大臣「優良公民館」表彰について、次のとおり報告します。

1 表彰された理由

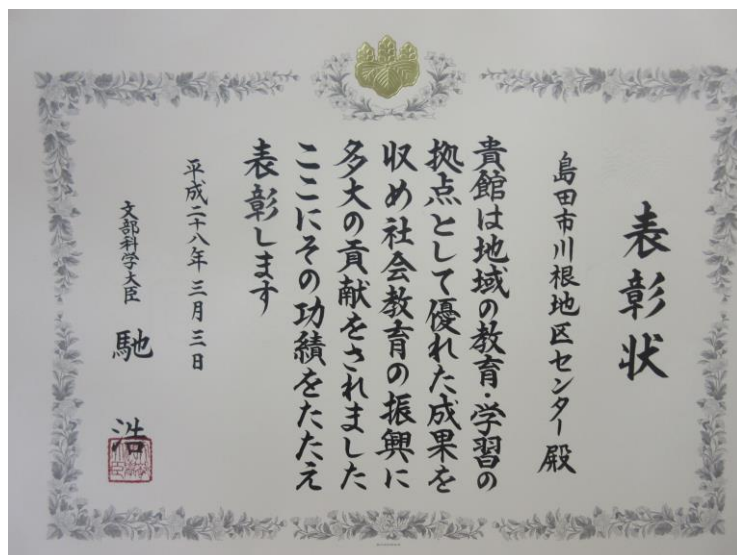
川根地区センターで実施している次の事業が、工夫を凝らし地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められた。

○里山ウォーキング

川根地区を中心に山歩きをする事業で、地元の自然を実際に見て・触れることで、普段意識することのない地域の資源や課題を発見でき、地域への意識向上に寄与している。またはウォーキングを通し、健康づくりや仲間づくりにもつながっている。

2 全国で 77 施設（公民館及び類似施設）が受賞し、県内では川根地区センターのほか、袋井市立袋井北公民館及び浜松市可美協働センターの 2 施設が受賞した。

3 表彰 平成 28 年 3 月 3 日 文部科学省庁舎（東京都千代田区）



▲表彰状(文部科学大臣)